在地国に所在するものを除く。）（以下この号において「関連者等」という。）への支払に係る金額並びに当該内国法人の国外事業所等が当該内国法人の関連者等から取得した資産に係る償却費の額のうち当該他の外国法人税の課税標準となる所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を加算することその他これらの金額に関する調整を加えて計算される所得の金額につき課税標準となる所得の金額に相当する金額（当該他の外国法人税の課税標準となる所得の金額に係る部分を除く。）

第百四十五条の十五第三項第一号ハ中「ソまで」を「ツまで」に、「同号ワ」を「同号カ」に改める。

第百五十五条の三の次に次の二条を加える。

（有価証券について対象配当等の額の受領があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）

第百五十五条の三の二　法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額）の連結法人が同項に規定する個別益金額又は個別損金額（法第六十一条の二第一項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に係る部分に限る。）を計算する場合における第百十九条の三第七項から第十三項まで（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）第百十九条の四第一項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）の規定の適用については、第百十九条の三第七項に規定する益金不算入規定は、法第八十一条の三第一項（法第二十三条の二第一項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）又は第六十二条の五第四項（現物分配による資産の譲渡）に係る部分に限る。）又は第八十一条の四第一項（受取配当等）の規定とする。

（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）

第百五十五条の三の三　法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額）の連結法人が同項に規定する個別益金額又は個別損金額（法第六十一条の五（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に係る部分に限る。）を計算する場合において、当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人との間で行われた法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引（当該連結法人又は他の連結法人のいずれかにおいて次に掲げる取引に該当するものを除く。）があるときは、当該デリバティブ取引に係る同項に規定するみなし決済損益額及び同条第二項に規定するみなし決済損益額に相当する金額は、ないものとする。

一　法第六十一条の五第一項に規定する為替予約取引等

二　法第六十一条の六第一項若しくは第二項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）又は第六十一条の七第一項若しくは第二項（時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益又は評価損の計上）の規定の適用に係る法第六十一条の六第四項に規定するデリバティブ取引等

第百五十五条の六第一項第一号ロ中「の償却に関する明細書の添付」の下に「、第百十九条の三第八項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）（第百十九条の四第一項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）、第百十九条の三第十三項」を加える。

第百五十五条の十三第二項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　租税特別措置法第六十八条の九十八第一項及び第六項から第九項まで（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第百五十五条の二十三に次の一項を加える。

4　法第八十一条の十三第一項に規定する連結法人が当該連結事業年度において個別益金額又は個別損金額を計算する場合における第百十九条の三第七項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）又は第百十九条の四第一項（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）第百十九条の三第七項に規定する対象配当等の額の受領があつた場合に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人における当該連結事業年度の法第八十一条の十三第二項に規定する連結留保金額は、同項に規定する合計額を控除した金額から個別益金額又は個別損金額を計算する場合における第百十九条の三第七項（第百十九条の四第一項後段においてその例による場合を含む。）の規定により第百十九条の三第七項に規定する他の法人の株式又は出資の同項に規定する基準時の直前における帳簿価額から減算される金額（法第六十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額）（法第六十二条の五第四項（現物分配による資産の譲渡）の規定により個別益金額を計算する場合に限る。）の規定により益金の額に算入されない金額に対応する部分の金額を除く。）を控除した金額とする。この場合において、法第八十一条の十三第四項第一号及び第三号の連結所得等の金額は、当該連結所得等の金額から当該減算される金額を控除した金額とする。

第百五十五条の二十五中「の百分の二十」を「の百分の四十」に改め、同条第一号ハ(1)中「場合等の法人税額の特別控除）」の下に「（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）又は第六十八条の十五の六の二第二項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」を加え、「又は第六十八条の十五の七第二項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）」を削り、同条第二号ハを削る。

第百五十五条の二十七第四項中「第十六号」を「第十七号」に改め、同条第五項第三号中「の額」の下に「その他の他の者の所得の金額に相当する金額に対し、これを連結法人（当該連結法人と当該他の者との間に当該連結法人が当該他の者（法人に限る。）の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の財務省令で定める関係がある場合における当該連結法人に限る。）の所得の金額とみなして課される外国法人税の額」を加え、同項に次の一号を加える。

四　連結法人の国外事業所等（法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この号において同じ。）の所在する国又は地域（以下この号において「国外事業所等所在地国」という。）において課される外国法人税（当該国外事業所等所在地国において当該連結法人の国外事業所等（当該国外事業所等所在地国に所在するものに限る。以下この号において同じ。）を通じて行う事業から生ずる所得に対して課される他の外国法人税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に、当該連結法人の国外事業所等から当該連結法人と他の者との間に当該他の者が当該連結法人の議決権の総数の百分の二十五以上の数を有する関係その他の財務省令で定める関係がある場合における当該他の者（当該国外事業所等所在地国に住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所その他これらに類するもの又は当該国外事業所等所在地国の国籍その他これに類するものを有するものを除く。）及び当該連結法人の同項第一号に規定する本店等（当該国外事業所等所在地国に所在するものを除く。）（以下この号において「関連者等」という。）への支払に係る金額並びに当該連結法人の国外事業所等が当該連結法人の関連者等から取得した資産に係る償却費の額のうち当該他の外国法人税の課税標準となる所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を加算することその他これらの金額に関する調整を加えて計算される所得の金額につき課されるものに限る。）の額（当該他の外国法人税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に係る部分を除く。）

第百五十五条の二十八第一項中「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第八十四条第四項（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削る。

第百五十五条の四十三第四項第一号イ中「第八十一条の十三第二項に規定する」を「第八十一条の十三第四項第一号の」に改め、同条に次の一項を加える。

6　法第八十一条の十三第一項に規定する連結法人が当該連結事業年度において個別益金額又は個別損金額を計算する場合における第百十九条の三第七項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）又は第百十九条の四第一項（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）第百十九条の三第七項に規定する対象配当等の額の受領があつた場合には、当該連結法人における当該